

つたえる予防ひるば



消防設備のススメ

今回は消防本部の消防設備担当部署である
予防課予防係からお伝えします。



建物所有者・経営者の皆さん

新規開業や用途変更の前に一度ご確認ください!

消火器やスプリンクラー設備など事業所に設置されている消防設備は、出入りする方の命を火災から守るため、建物の用途や構造、面積、開口部の数などによって設置の基準が定められています。

管内では、既存の建物で新しい事業を始める際に用途の変更や開口部を塞いだ結果、別の消防設備の設

置が必要になったという事例がみられます。必要な消防設備が設置されていない場合は消防法令違反となり、消防設備の種類によっては法令違反をしている建物名の公表や、法令違反の旨を建物に掲示される場合があります。

重大違反対象物の
公表情報 ▶



ケース1

3階建ての事務所の1階で新たに飲食店を開業することで建物全体の用途が変わり、自動火災報知設備と誘導灯が新たに設置の対象になります。

3階建て事務所 延べ面積600㎡ ▼

3階建て複合用途 延べ面積600㎡ ▼



新たに

自動火災報知設備・誘導灯が該当

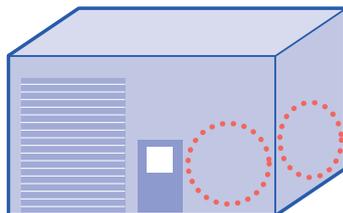
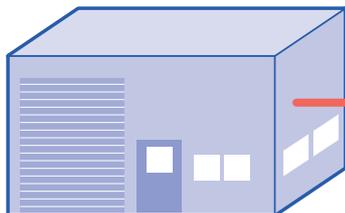
劇場や飲食店、小売店など不特定多数の人が出入りする建物は消防設備の基準が一段と厳しくなります。

ケース2

平屋建ての工場の開口部(窓)を塞いだことで、無窓階となり屋内消火栓設備が新たに設置の対象になります。

平屋建て工場 延べ面積500㎡ ▼

平屋建て工場 延べ面積500㎡ ▼



新たに

屋内消火栓設備が該当

火災発生時に避難経路を確保するため、開口部が基準を満たさない階は消防設備の基準が厳しくなります。

新しい事業の開始や、新規テナントの入居、開口部・間仕切りを変更する際は消防本部または管轄する消防署・分署にご相談ください。 ※ 列挙した各ケースは例であり、実際の建物の構造、用途、面積等の応じて個別の対応が必要になります。

住宅用火災警報器の取付けを消防署員がお手伝いします!

KORIYAMA FIRE DEPT.

住警器設置

孫の手



対象

- (1)65歳以上の方のみの世帯
- (2)身体等に障害があり自ら設置することが困難な方
のみの世帯
- (3)その他、自ら設置することが困難と認められる世帯

申込

最寄りの消防署・分署に
ご連絡ください



確認事項

住宅用火災報知器は
ご自身で準備してくだ
さい

取付け当日は立ち会
いをお願いします